

# 平成30年度 定期監査報告 (第3号)

1. 監査の対象 総合政策部〔総合政策室、地域創生・少子化対策推進室、  
北方領土対策室〕  
総務部〔財政課〕
2. 監査の期間 自 平成30年 9月 3日  
至 平成30年 10月 5日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明  
根室市監査委員 千 葉 智 人
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成29年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
  - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
  - ③ 調定漏れの有無
  - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
  - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
  - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
  - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
  - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
  - ② 予算目的に反する支出の有無
  - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
  - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
  - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
  - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否

- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものであ

る。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

## ◎ 総合政策部

### ● 総合政策室

#### ○ 総合政策担当

- ・特記事項なし

### ● 地域創生・少子化対策推進室

#### ○ ふるさと納税担当

#### 1. 契約事務について

##### 【指摘事項】

- ・ 2017 地域創生ふるさと納税サミット in 根室のパフレット印刷の発注において設計図書の実勢価格調査書は、1社の価格を参考に作成され、300冊の製本で1冊あたり3,250円（税抜）となっており、一般的なパンフレットと比較して非常に高額となっているが、詳細な内訳がないため積算根拠が不明であるので、適正に事務処理されたい。

#### ○ 少子化対策担当

- ・特記事項なし

### ● 北方領土対策室

#### ○ 企画振興担当

- ・特記事項なし

#### ○ 啓発・国際交流担当

#### 1. 収入事務について

##### 【意見】

- ・ だ捕抑留漁船員留守家族生活貸付金元利収入の収入未収金（82,000円）において、貸付時期が昭和53年と昭和57年で長期にわたり納入がなく、翌年度への繰越しを繰り返しているが、最終となっている平成28年3月の滞納整理記録では、居所不明や長期入院等の理由により納入困難であることが記載されており、それ以降は、滞納者や連帯保証人に対する納入督促や催告等が行なわれていないので、現状把握に努められ、私債権であること踏まえ適正な措置を講じられたい。

#### ○ 施設管理担当

#### 1. 財産事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 北方領土資料館の行政財産使用許可において、自動販売機設置に伴う私用電気

料は、年度当初に建物の使用料と合わせて納入されるべきところ、その時点で電気料の算定及び納付書の発行が行われなかったことから、年度末の事務手続きにより納入されているので適正に事務処理されるよう是正されたい。

- (2) また、平成 28 年度分においては、電気料の算定及び納付書の発行が行われず、納入がない状態となっているので、精査のうえ適正な対応を図られたい。

○ ニホロ管理・四島交流担当、ニホロ業務担当

1. 契約事務について

**【指摘事項】**

- (1) 消防用設備保守点検業務・交流ホール及び視聴覚室設備保守点検業務、前庭等管理業務の契約書において、括弧見出し(遅延料)第 18 条及び第 13 条の条文中、第 17 条第 2 項とあるのは第 16 条第 2 項及び、第 15 条とあるのは第 11 条が正しく、誤った条文により契約を締結されているので、契約書の作成には、特に確認の徹底を図られたい。
- (2) 清掃業務、空気調和・給排水衛生設備運転業務、地下タンク保守点検業務、移動観覧席等保守点検業務の設計図書の積算内訳において、雇用保険料及び労災保険料の保険料率の誤りや、月額報酬等の単価や計算式と算出金額に相違があること及び、機械警備業務においては、消費税及び地方消費税の合計額の 1 円未満の端数が切り捨てされていない積算内容となっているので、設計図書の作成にあたっては、予定価格を設定する根拠となることから、その内容の十分な確認と検算の徹底を図られたい。
- (3) 自家用電気工作物保守管理業務の執行伺書において、1 社から見積書を徴する随意契約であるが、添付されている契約書(案)に、確定していない委託金額が記載されているので適正な事務処理に努められたい。

2. その他について

**【指摘事項】**

(1) 被服貸与簿において

- ① 平成 26 年 4 月 1 日に 5 名の嘱託説明員に貸与した制服は、返納の記載がなく現在も貸与していることになっているが、そのうち 2 名は、平成 29 年度に退職していることや、貸与から 4 年以上を経過していることもあり、記載内容が現状と相違しているので確認のうえ適正に整理されたい。
- ② 平成 28 年 5 月 24 日に納入されたジャケット 6 着、ベスト 3 着、ブラウス(半袖・長袖)各 11 着の貸与の記載がなく保管状況が不明となっている。

**【意見】**

- ・ 平成 29 年 6 月 1 日にジャケットとワンピースの各 2 着を嘱託説明員に更新ということで貸与しているが、嘱託説明員取扱要綱では、貸与期限を 1 年としている

なか、継続して雇用する説明員は、貸与期限を4年とすることが規定されており、平成27年5月11日に貸与した制服は2年後の平成29年5月31日に返納されていることや、平成28年5月24日に納入された制服は、被服貸与簿が存在せず保管状況が不明となっているので、制服の更新には、管理の徹底を図り、必要性を明確にされ計画的に行われるよう改善されたい。

## ◎ 総務部

### ● 財政課

#### ○ 財政担当

#### 1. 収入事務について

##### 【意見】

- ・ 平成29年度土地貸付料（滞納繰越分）の未納額が48,773千円で前年比2,148千円減、収納率が8.60%で前年比5.15ポイント向上したところであるが、さらなる収入未済金の縮減に向けての取組みを強化され、市民負担の公平性の確保に努められたい。また、根室市債権管理マニュアルに基づいた事務処理の徹底等、債権管理部署に対する指導的な役割を一層図られたい。

#### 2. 支出事務について

##### 【指摘事項】

- (1) 財務会計帳票の印刷費を、消耗品費で支出しているのは誤りであり、印刷製本費で支出しなければならないので、支出科目の確認を徹底され適正に事務処理されたい。